

第 19 期文化審議会著作権分科会
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第 1 回）における意見の概要

（放送コンテンツの同時配信関係）

- 民放在京 5 社は、NHK と同様、放送と同時配信とで権利処理が異なることが問題の根幹であると捉えており、放送番組の同時配信については、放送と同等とみなせるような仕組みや制度改正を検討してほしい。
- 同時配信を実施するか否かは各民放事業者の判断に委ねられているし、サービスの具体像も明確になっていない。制度検討に進む場合は、多様かつ柔軟なサービスの可能性を担保できるよう、慎重に検討することが望まれる。
- 放送と同時配信を同じと考えた場合、テレビに限らずスマホやパソコンは世の中にたくさんあり、伝送路は別といってもウインドーの数は非常に増えるため、放送局以外のウェブキャストを行う事業者とのイコールフットィングなどを考えると、相当な金額の対価を払わないと、放送事業者を過度に優遇することになるのではないか。
- サービスが増えれば対価は増える部分は当然あると考えており、放送と同時配信に係る権利を同じと考えた場合であっても、権利者に同時配信に係る対価を支払わないということではない。
- 同時配信の場合には、VOD とは異なり、コストだけで解決できず、時間という変数も併せて解決しなければならない問題があるのではないか。
- いわゆる IP マルチキャストと同時配信とは関係がないならば、どの点で関係がないという切り分けになるのか。主体、技術、免許、範囲等の違いが出てくるかと思うが、その辺りを切り分けて教えてほしい。
- 日本のアニメーションの約 8 割が製作委員会方式で製作されており、テレビ用アニメーション番組も同様である。二次利用での収益を見越し、一次利用の段階で原作、脚本、音楽原盤の権利処理を制作会社と権利者との間で行っているが、一次利用である放送に同時配信が加わると、権利処理費が上がる、つまり初期投資が増えることになることを懸念している。
- 集中管理や包括契約ができる領域とできない領域があるので、選別して考えることが望まれる。

- アウトサイダーの楽曲が使いやすくなるような制度作りが重要である。
- 権利処理がしやすいという理由で、聞いたことがある曲ばかりが流れるのは文化にとって損失であり、マイナーでもとてもいい音楽を聞く機会が失われないようなルール設定が必要である。

(ウェブキャスティング関係)

- ネット配信の集中管理の仕組みは放送番組に係るものだけである。昨今、ネット事業者も独自に番組を制作し、配信を行っているが、視聴者は、特にライブ配信については放送か通信かを意識せずにコンテンツを視聴しており、権利処理の円滑化に向けて同時配信と同時に手当てをしていくことが重要である。
- 放送番組以外のウェブキャスティングについて集中管理の実態がないことは事実だが、昨年3月にレコード製作者の団体として集中管理をすることを決定しており、円満に進めるため実演家団体との協議を行っている状況である。
- ユーザーのコンテンツの視聴スタイルはどんどん変わっているため、同時配信に限らず、これからの視聴スタイルの変化を踏まえた新しいルールを今整備すべき。その際に、諸外国では実演家が衡平な対価を獲得できる制度を有しているのならば、我が国もその方向に進めればよいのではないかと。
- 実演家とレコード製作者の分配率の問題については、法律の問題ではなく、実演家とレコード製作者との協議によって進めていくのが適切である。
- ウェブキャスティングは放送とほとんど変わらないサービスである。様々なサービスが放送から通信に遷移していったときに、立場が弱いアーティストでも衡平な対価を得られるような法的な背景が必要ではないかと。